

災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症等対策の基本方針

1. 目的

避難所に避難した市民などの過密状態回避や衛生対策を徹底するなど感染防止対策に万全を期することが重要である。

そのため多くの避難所を開設するなど、具体的な対応策をあらかじめ定めることにより、災害発生時に避難を要する住民などの感染防止策を図ることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- (1) 避難所の過密状態の防止
- (2) 避難所の過密状態緩和のため、必要に応じて避難所の開設数を増加
- (3) 避難所の衛生管理と避難者の健康管理
- (4) 発熱がある方などへの適切な対応
- (5) 避難所以外への避難方法の周知

3. 避難所における感染防止対策

- (1) 入所受付時の検温及び健康状態などの確認
- (2) 定期的な検温などの実施
- (3) 手洗い及び咳エチケットの徹底
- (4) 換気の徹底
- (5) 消毒液、マスク、ゴム手袋などの積極的な活用
- (6) 余裕のある居住スペース及び社会的距離（2m程度）の確保
- (7) パーテーションなどの活用
- (8) 避難所に保健師等を配属

4. 必要な物資や資機材の確保

消毒液、マスク、ゴム手袋、パーテーション、テント、簡易トイレ等の感染症対策に必要な物資、資機材の確保に努める

5. 発熱など感染が疑われる避難者の対応

発熱など感染が疑われる避難者については、隔離できる避難スペースの確保に努め、保健センターを通じて専門機関に相談

6. 避難所以外への避難方法の周知

- (1) 避難方法のひとつとして、災害時に自宅で安全が確保できる場合は、在宅避難を周知

- (2) 避難方法のひとつとして、親戚や友人宅等への避難を周知
- (3) 避難方法のひとつとして、個人によるホテルや旅館等の活用を周知
- (4) 避難方法のひとつとして、安全が確保できる公園、グラウンド等でのテント泊や車中泊を周知

7. 住民への周知

具体的な避難方法、避難時にマスクや消毒液、体温計等の持参について、広報やホームページなどを活用し、住民に周知する。